

泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域の子どもたちが、食事などの提供を通して、子ども同士や地域の大人とコミュニケーションを図ることで、気軽に安心して不安や悩みなどを相談できるような子どもの居場所としての子ども食堂が安定して運営できるように、泉南市子ども食堂ネットワーク登録団体に対し、事業に要する費用の一部を予算の範囲内において泉南市子ども食堂ネットワーク補助金（以下「補助金」という。）として交付し、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）及びその他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請した年度内までに補助事業を完了すること。
- (2) 泉南市子ども食堂ネットワーク設置要綱（以下、「設置要綱」という。）第3条に規定する要件を全て満たしていること。
- (3) 食事の提供だけでなく、子どもとコミュニケーションを図り、子どもが一人で悩みなどを抱え込んでしまわないよう、気軽に安心して相談できる環境をつくること。
- (4) 食品衛生に関する研修や講習会等に参加し、常に食品衛生に配慮した運営に努めること。
- (5) 子どもの保護者から食物アレルギーの有無とその内容及び緊急連絡先を事前に確認し、適切に対応すること。ただし、食物アレルギーについて特別の対応を行わない場合であっても、参加者へ周知、注意喚起する等、健康被害防止のため、適切に対応すること。
- (6) 食中毒、事故等が発生したときの対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、責任者及びその補助者全員に周知徹底を図ること。また、発生時には速やかに市に報告すること。

- (7) 子ども食堂の活動に関して地域及び学校と連携し、子ども食堂の参加者に対して、子どもの支援に関わる行政機関等の相談窓口を周知するように努めること。
- (8) 子ども食堂の同じ経費に対して、当補助金以外の他の補助金等を受けていないこと。
- (9) 同住所地で複数の団体が運営する場合、先に申請した団体を補助対象団体とする。
- (10) 個人情報保護のために必要な措置を講じること。
- (11) 食事の提供を月1回以上実施すること。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を申請することができる団体は、設置要綱第5条に規定する泉南市子ども食堂ネットワーク登録簿に登録されている団体とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 定款、団体規則、会則等、組織及び運営に関する事項を定めたものがあること。
- (2) 事業において、明朗な会計及び経理を実施し、その報告をすることができる団体であること。
- (3) 活動内容が公序良俗に反するものでないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 継続的かつ安定的に補助事業を行うことができること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。法人の場合は、その役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。）に暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者がいないこと。
- (7) 暴力団若しくは暴力団の構成員の統制下にあるものではないこと。
- (8) 営利を目的としない団体であること。
- (9) 市の事業を理解し、必要な協力を行うことができる団体であること。
- (10) 法人及び代表者の市税について滞納がないこと。
- (11) 補助対象団体の役員は当補助金を受けている他の団体の役員と重複しないこと。
- (12) 2人以上で構成する団体であること。

(13) 本市内に主たる活動拠点を有し、地域活動、子どもの支援に資する活動等を行う団体であること。

(14) その他、活動内容が適切であると市長が判断する団体であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、当該年度の4月1日から3月31日までの間に支出する経費であって、子ども食堂の実施に要するもののうち別表に掲げるものとする。ただし、年度途中で設置要綱第5条に規定する登録を受けたものは、設置要綱第6条に規定する登録日以降の事業に関する経費であること。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の基準額は、前条の期間における子ども食堂の開催回数に1万円を乗じて得た額とし、24万円を上限とする。ただし、補助金の交付額は、基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と総事業費から寄付金、参加者負担金、その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、その年度の5月末日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、年度途中で設置要綱第5条に規定する登録を受けた申請団体は、設置要綱第6条に規定する登録日の属する月の翌月末日または当該年度の1月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 実施計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 誓約書 兼 同意書（様式第4号）
- (5) 団体の概要（定款、団体規則、会則、役員名簿その他これに類するもの）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請団体は、前項に規定する交付申請を行うときは仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入れ控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、申請に係る書類の審査等を行い、補助金交付の可否を決定し、泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付決定通知書（様式第5号）又は泉南市子ども食堂ネットワーク補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請団体に通知するものとする。

（事業の変更等）

第8条 補助団体が事業内容を変更する場合は、泉南市子ども食堂ネットワーク補助金変更承認申請書（様式第7号）により申請しなければならない。ただし、軽微な変更は除く。

2 前項ただし書の軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の20%未満となる補助額の増減を伴わない同区分内の経費配分の変更
- (2) 事業の目的達成のため、又は事業の目的に影響を及ぼさない範囲で、より効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の細部の変更

3 補助団体は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、泉南市子ども食堂ネットワーク補助金中止・廃止承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業の内容の変更を承認したときは泉南市子ども食堂ネットワーク補助金変更承認通知書（様式第9号）により、承認しないときは泉南市子ども食堂ネットワーク補助金変更不承認通知書（様式第10号）により、当該補助団体に対して通知するものとする。

5 市長は、第3項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業の中止又は

廃止を承認したときは、泉南市子ども食堂ネットワーク補助金中止・廃止承認通知書（様式第 11 号）により、当該補助団体に対して通知するものとする。

- 6 地域の実情等で、やむを得ず開催日時を変更する場合は、泉南市子ども食堂ネットワーク補助金日程変更届書（様式第 12 号）を提出すること。なお、提出期限は同一年度末（閉庁日の場合は、前閉庁日）までとする。

（補助金の概算払）

第 9 条 市長は、交付申請書及び第 6 条第 1 項各号に規定する書類の内容に鑑み、補助金を概算払で交付することが補助金の交付の目的を達成するために特に必要であると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

- 2 補助団体は、前項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、泉南市子ども食堂ネットワーク補助金概算払請求書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、第 1 項の規定により既に補助金を交付した補助団体に対し、前条第 5 項の中止又は廃止を承認したときは、交付した補助金を当該補助団体から返還させることができる。

（実績報告）

第 10 条 補助団体は、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の事業完了日より起算して 7 日以内（閉庁日の場合は、翌閉庁日）のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 泉南市子ども食堂ネットワーク補助金実績報告書（様式第 14 号）
- (2) 実施状況報告書（様式第 15 号）
- (3) 活動報告書（様式第 16 号）
- (4) 収支決算書（様式第 17 号）
- (5) 参加者名簿（様式第 18 号）
- (6) 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類
- (7) 事業の実施状況が分かる資料
- (8) その他市長が必要と認める資料

- 2 第 6 条第 2 項ただし書に該当する補助団体は、前項に規定する書類を提出するときは、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助事業の補助対象経

費から減額して提出しなければならない。

- 3 第6条第2項ただし書に該当する補助団体は、第1項に規定する書類を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助団体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を泉南市子ども食堂ネットワーク補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第19号）により速やかに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の規定による報告により、補助対象事業が適切に行われたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付額確定通知書（様式第20号）により補助団体に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第12条 補助団体は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を受けようとするときは、泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付請求書（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

- 2 第11条第1項の規定により補助金の概算払を受けた補助団体は、前条の規定による通知を受けたときは速やかに補助金の精算をし、精算の結果、金額に剰余が生じたときは、市長が指定する期限までにこれを戻入しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、及び交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。
- (2) 交付の目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

（関係書類の整備）

第14条 補助団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了、あるいは中止又は廃止の日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月30日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

費目		内訳（ ※事業実施に必要な範囲に限る。 ）
報償費	謝礼	有償ボランティア等のスタッフへの謝礼金 ※ 団体の運営に要する経費（団体職員の賃金や役員報酬、事務所の維持管理費など）は対象外とする。
	消耗品費	事務用品、日用品、絵本、食器、調理器具等の購入費用 ※ 子ども食堂で使用するものに限り、補助金交付額の1割を超えないものとする。
需用費	燃料費	灯油代等 ※ 食糧等調達のためのガソリン費用等は対象外。
	食糧費	食材等の購入の費用 ※ 酒類、運営スタッフの会食代等は対象外とする。
	印刷製本費	パンフレット、チラシ等の印刷代
	光熱水費	電気代、ガス代、水道代等
	修繕料	備品、物品等の一部を修理、補修するための費用
役務費	郵便料	郵便料、配送料、はがき購入代、切手購入代等
	保険料	利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料
	広告料	事業の宣伝のための広告料
	手数料	事業実施に必要な申請手数料等

<p style="text-align: center;">使 用 料</p>	<p style="text-align: center;">会 場 借 上 料</p>	<p style="text-align: center;">施設の使用料等 ※ 自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は、対象外とする。</p>
<p style="text-align: center;">負 担 金</p>	<p style="text-align: center;">受 講 費</p>	<p style="text-align: center;">食品衛生に関する講習会や活動を充実させるための研修の受講費用等</p>

※ 原則、謝礼・光熱水費・会場借上料は、子ども食堂開催日のみ対象。

※ 光熱水費は、複合施設の場合等、算出根拠を明らかにすること。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

泉南市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付申請書

年度において、次のとおり泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書 兼 同意書（様式第4号）
- (4) 団体の概要（定款、団体規則、会則、役員名簿その他これに類するもの）
- (5) 市長が必要と認める書類

実施計画書

担当者氏名 (連絡先)	(連絡先：)		
子ども食堂の名称			
開催場所			
開設（予定）日	令和 年 月 日		
事業目的	子どもの居場所づくりのため、どのような目的で事業に取り組むのかご記入ください。		
食事内容とその提供体制			
開催回数	【開催回数】 週・月 回 () その他 () 年間合計 回 【開催時間】 時 ~ 時		
食事提供数	開催1回当たり 子ども 食 大人 食	年間合計	子ども 食 大人 食
衛生管理や安全面での取り組み	アレルギーのある子どもに対して、貴食堂が行っていく対策に一番近いものにチェックを入れてください。		
【アレルギー対策について】	<input type="checkbox"/> 代替食・除去食を提供する。 <input type="checkbox"/> 保護者や子どもにメニューを伝え、各自の判断に任せる。 <input type="checkbox"/> 提供しない。 <input type="checkbox"/> ()		

<p>【事故等の対策について】</p>	<p>(例：保険の加入。あらかじめ事故発生時を予想して、対応方法や連絡体制を整えている等)</p>
<p>子どもとのコミュニケーションについて</p>	<p>(例：絵本を読む。勉強を教える。工作する等)</p>
<p>周知方法と継続的な運営について</p>	<p>(例：SNSで2週間前に情報発信する。事前にチラシ等を配る。登録制とし、複数回来なかった場合は連絡する等)</p>

※ 行が足りない場合は、別紙（様式自由）に記載してください。

様式第3号（第6条関係）

2. 収支予算書

支出項目	金額	内訳・算出根拠
消耗品費	円	
燃料費	円	
食糧費	円	
印刷製本費	円	
光熱水費	円	
会場借上料	円	
謝礼	円	
	円	
	円	
支出計 (D)	円	※必要に応じて行を追加すること

収入項目	金額	内訳・算出根拠
補助金 (F)	円	
参加費	円	
寄付金	円	
収入計 (E)		(D) = (E) ※必要に応じて行を追加すること

交付上限額 (C)	支出計 (D)	収入計 (E)	補助金 (F)	定期開催補助額 (C) または (F) の いずれか低い方の額
円	円	円	円	円

様式第4号（第6条関係）

誓約書 兼 同意書

私は、
年度泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付申請の責任者として、次の事項について遵守することを誓約し、同意します。

- 1 補助金の交付に係る事業者等は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 宗教活動又は政治活動並びに営利を目的とする者。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団。法人の場合は、その役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。）に暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者
 - (3) 暴力団若しくは暴力団の構成員の統制下にある者。
 - (4) 市税等の滞納がある者。
- 2 補助金の交付に係る事業者等は、次の各号について遵守します。
 - (1) 利用者及び運営スタッフの安全確保に十分に注意を払います。
 - (2) 利用者のプライバシー保護及び個人情報の取扱いに注意し、事業以外の目的のための利用や本人の承諾なく第三者への提供を行いません。
 - (3) 補助事業において生じたいかなる事故、事件等について、泉南市に対し一切の責任を問いません。
- 3 補助金の交付を受けた後に、事業者等の故意又は誤りにより泉南市から補助金の全部又は一部の返還を求められたときは、市の指定期日までにその金額を返還します。
- 4 補助金の交付の条件確認のため、泉南市が地方税関係情報及びその他必要とする公簿等について閲覧することに同意します。

年 月 日

泉南市長 様

誓約者・同意者 住 所

代表者氏名

⑩

（法人の場合は、法人名及び代表者氏名及び代表者印。

法人以外でも事業主が手書きしない場合は記名押印してください。）

泉南市指令家第 号
年 月 日

様

泉南市長 山本 優真 印

泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました泉南市子ども食堂ネットワーク補助金について、泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

1 事業名称

2 交付決定額 円

3 交付条件

- (1) 補助事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、実績報告書を提出すること。
- (4) 補助金交付の目的に反した場合には、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあること。

様式第6号（第7条関係）

泉南市指令家第 号
年 月 日

様

泉南市長 山本 優真 印

泉南市子ども食堂ネットワーク補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました泉南市子ども食堂ネットワーク補助金については、補助の対象となりませんでしたので、泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 事業名称
- 2 不交付の理由

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

泉南市長 様

所在地
団体名
代表者氏名

泉南市子ども食堂ネットワーク補助金変更承認申請書

年 月 日付け泉南市指令家第 号により交付決定を受けた補助事業について、事業内容の変更をしたいので、泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

1 補助事業の内容

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

【添付書類】 変更内容を明らかにするもの

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

泉南市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

泉南市子ども食堂ネットワーク補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け泉南市指令家第 号により交付決定を受けた補助事業について、事業内容の中止・廃止をしたいので、泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付要綱第8条第3項の規定により申請します。

1 補助事業の内容

2 申請内容（該当にしてください。）

中止

廃止

3 中止又は廃止の理由

4 中止又は廃止年月日

年 月 日

様

泉南市長 山本 優真 印

泉南市子ども食堂ネットワーク補助金変更承認通知書

年 月 日付けで交付決定した泉南市子ども食堂ネットワーク補助金に係る事業について、年 月 日付けで申請のありました泉南市子ども食堂ネットワーク補助金の変更については、次のとおり承認しましたので、通知します。

1 事業名称

2 変更事業内容

3 変更補助金交付予定額 円

4 交付条件

- (1) 補助事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、実績報告書を提出すること。
- (4) 補助金交付の目的に反した場合には、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあること。

様式第 10 号 (第 8 条関係)

泉南市指令家第 号
年 月 日

様

泉南市長 山本 優真 印

泉南市子ども食堂ネットワーク補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで交付決定した泉南市子ども食堂ネットワーク補助金に係る事業
について、年 月 日付けで申請のありました泉南市子ども食堂ネットワーク補助金
の変更については、次のとおり不承認としましたので、通知します。

1 事業名称

2 不承認の理由

様式第 11 号 (第 8 条関係)

泉南市指令家第 号
年 月 日

様

泉南市長 山本 優真 印

泉南市子ども食堂ネットワーク補助金中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで交付決定した泉南市子ども食堂ネットワーク補助金に係る事業について、年 月 日付けで申請のありました泉南市子ども食堂ネットワーク補助金中止・廃止承認申請書に基づき、次のとおり交付の中止・廃止を承認しましたので、通知します。

1 事業名称

年 月 日

泉南市長 様

所在地
団体名
代表者氏名

泉南市子ども食堂ネットワーク補助金日程変更届出書

年 月 日付け泉南市指令家第 号により交付決定を受けた補助事業について、泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付要綱第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり届け出ます。

子ども食堂名称	
変更年月日	① 年 月 日 時 分～ 時 分から 年 月 日 時 分～ 時 分に変更
	② 年 月 日 時 分～ 時 分から 年 月 日 時 分～ 時 分に変更
	③ 年 月 日 時 分～ 時 分から 年 月 日 時 分～ 時 分に変更
変更理由	①
	②
	③

※ 日程変更が 3 回を超える場合は、必ず事前に市の担当窓口連絡すること。

年 月 日

泉南市長 様

所在地
団体名
代表者氏名
連絡先

泉南市子ども食堂ネットワーク補助金概算払請求書

年 月 日付け泉南市指令家第 号により交付決定を受けた補助事業について、
泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり請求し
ます。

1 事業の名称

2 補助金交付決定額 円

3 概算払請求金額 円

※千円未満切捨て

4 請求理由

5 振込口座

金融機関	銀行・信組 信金・その他	支店
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
ふりがな		
口座名義人		

年 月 日

泉南市長 様

所在地
 団体名
 代表者氏名

泉南市子ども食堂ネットワーク補助金実績報告書

年 月 日付け泉南市指令家第 号で交付決定を受けた補助事業について、泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、完了したことを報告します。

記

補助金交付 決定額	金 円	
事業の成果	(内容) 添付書類による	
事業完了に 関する事項	経費の 使用結果	別紙「収支決算書」のとおり
	事業の完了日	年 月 日
その他事項	添付書類 1 実施状況報告書 (様式第 15 号) 2 活動報告書 (様式第 16 号) 3 収支決算書 (様式第 17 号) 4 参加者名簿 (様式第 18 号) ※独自様式可 5 領収書 (原本) ※日付、宛名、品物名などの記載があるもの 6 こども食堂を実施したことが確認できる写真やチラシ 7 泉南市子ども食堂ネットワーク日程変更届出書 (様式第 16 号) (※該当があれば) 8 その他市長が必要と認めるもの	

実施状況報告書

1 実施概要

<p>子ども食堂の名称</p>	
<p>実施期間</p>	<p>年 月 日 ~ 年 月 日</p>
<p>開催場所 (施設名及び住所)</p>	
<p>活動内容 (具体的にどのような活動を行ったかご記入ください。)</p>	
<p>今回新たに実施したこと、気づいたこと、改善したこと。(※取組事例として、他団体に情報共有する場合があります。)</p>	<p>(例：子ども達にアンケートを取って、人気のあるメニューを取り入れた。気になる児童がいて、学校や関係機関につないだ。)</p>

24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

※必要に応じて行を追加すること

※気象警報の発令等により中止、又は日程変更した場合は、備考欄にその旨記載すること

実施回数に 基づく基準額 (A)	金額	算出方法
	円	実施回数 23 回まで：実施回数 × 10,000 円 実施回数 24 回以上：240,000 円

交付決定額 (B)	金額	備考
	円	第 7 条の規定に基づき通知を受けた交付決定額

交付上限額 (C)	金額	備考
	円	(A) または (B) のいずれか低い方の額

様式第 17 号 (第 10 条関係)

2. 収支決算書

支出項目	金額	内訳・算出根拠
消耗品費	円	
燃料費	円	
食糧費	円	
印刷製本費	円	
光熱水費	円	
会場借上料	円	
謝礼	円	
	円	
	円	
支出計 (D)	円	※必要に応じて行を追加すること

※ 支出内容が確認できるレシートや領収書等の原本を添付すること

収入項目	金額	内訳・算出根拠
参加費	円	
寄付金	円	
	円	
収入計 (E)	円	※必要に応じて行を追加すること
補助金 (F)	円	
収入合計 (G)	円	(E) + (F) = (G)

交付上限額 (C)	支出計 (D)	収入計 (E)	補助金 (F)	定期開催補助額 (C) または (F) の いずれか低い方の額
円	円	円	円	円

様式第 18 号

令和 年度 子ども食堂参加者名簿															子ども食堂名称 ()				
NO.	氏名	緊急連絡先	学校名 (地区)	学年 子どものみ	日付														
					4/1	5/1	6/1												
例	泉南 太郎	072-484-1234	泉南小学校	2年	○		○												
例	泉南 花子	090-1234-5678	樽井	大人	○														
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			
31																			
32																			
33																			
34																			
35																			
36																			
37																			
38																			
39																			
40																			

※必要があれば行を追加してください

様式第 19 号 (第 10 条関係)

泉南市指令家第 号
年 月 日

泉南市長 様

所在地
団体名
代表者氏名

泉南市子ども食堂ネットワーク補助金消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け泉南市指令家第 号で交付決定を受けた補助事業について、泉南市子どもの食堂ネットワーク補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により報告します。

- 1 交付確定額 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 円
- 3 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 円
- 4 補助金返還相当額 (3の金額から2の金額を減じて得た額) 円

様式第 20 号 (第 11 条関係)

泉南市指令家第 号
年 月 日

様

泉南市長 山本 優真 印

泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった泉南市子ども食堂ネットワーク補助金について、
次のとおり補助金交付額を確定しましたので通知します。

- | | |
|----------|---|
| 1 事業名称 | |
| 2 交付確定額 | 円 |
| 3 概算払済金額 | 円 |
| 4 超過交付額 | 円 |

年 月 日

泉南市長 様

所在地
団体名
代表者氏名
連絡先

泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付請求書

年 月 日付け泉南市指令家第 号により交付額確定通知があった補助金について、泉南市子ども食堂ネットワーク補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり請求します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 概算払済額 円
- 4 請求額 円

5 振込口座

金融機関	銀行・信組 信金・その他	支店
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
ふりがな		
口座名義人		

※ なお、振込みと同時に補助金を受領したものと認めます。